

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月15日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第41号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和28年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民営のガス事業に係るガス管</td> <td>条例第2条に規定する額の7割に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料	略	略	上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)		民営のガス事業に係るガス管	条例第2条に規定する額の7割に相当する額	<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p><u>(15) 架空の電線その他の線類を撤去し、新たに地下に設ける電線その他の線類及びこれらと不可分な物件</u></p> <p><u>(16) 太陽光発電設備及びこれと不可分な物件（知事が定める区域を占用するものに限る。）</u></p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随して設置されるベンチ及び上屋</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民営のガス事業に係るガス管</td> <td>条例第2条に規定する額の7割に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料	略	略	上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)		<u>タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随して設置されるベンチ及び上屋</u>		民営のガス事業に係るガス管	条例第2条に規定する額の7割に相当する額
占用物件	占用料																		
略	略																		
上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)																			
民営のガス事業に係るガス管	条例第2条に規定する額の7割に相当する額																		
占用物件	占用料																		
略	略																		
上空のみを占用する広告物(既存の占用物件に添加して設置するものを含む。)																			
<u>タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随して設置されるベンチ及び上屋</u>																			
民営のガス事業に係るガス管	条例第2条に規定する額の7割に相当する額																		

		PHSの基地局	1個につき1年 375 円
3 略		3 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。